

新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止ガイドライン

令和2年9月10日改訂
米子工業高等専門学校長

本校の基本方針

- 1)学生や教職員の安全確保(命、健康)を最優先に考える。
- 2)学びを止めない。学習意欲に応える。
- 3)地域社会の一員であることを自覚し、感染予防や感染拡大防止に努める。

1、学生への指導

- ・学校医による感染予防指導(文部科学省「新型コロナウイルス感染症の予防」参照)
- ・各自に必要な持ち物 : ①清潔なハンカチ・ティッシュ
②マスク
③(必要に応じて) マスクを置く際の清潔なビニールや布等

2、基本的な感染症対策

感染症対策の3つのポイントを踏まえ、取り組みを行う。

- (1) 感染源を断つこと
- (2) 感染経路を断つこと
- (3) 抵抗力を高めること

(1) 感染源を断つこと

- ① 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底
 - ・毎朝、検温を行い、健康観察表に記録する。
 - ・登校前に、発熱、咳、喉の痛みなどの風邪の症状や、味覚・嗅覚に異常や不安がある場合には、無理をせず自宅で療養し、必要に応じて受診する。
(発熱の定義については、37.5℃以上とは限定しないが一つの目安とする。)
 - ・特別欠席届と健康観察表のコピーを提出すれば、出席停止の扱いとする。
- ② 登校後に発熱等の風邪症状が見られた場合
 - ・保護者に迎えを依頼し、症状がなくなるまで自宅で休養する。
(別紙「体調不良者が発生した場合の保健室対応」参照)
- ③ 感染の不安がある場合は、「発熱・帰国者・接触者相談センター(0859-31-0029)」へ相談する。

(2) 感染経路を断つこと

- ① ハンドソープを用いて手洗いをこまめに行い、ドアの持ち手・スイッチ・パソコンのキーボードなどのよく手が触れる場所を触った場合は手指のアルコール消毒を行う。
- ② 咳エチケット
咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻を押さえる。
- ③ 消毒
教室やトイレ等のよく手が触れる場所(ドアの持ち手、スイッチ、教卓等)や階段の手すり等を、1日1回以上、アルコール消毒する。
(誰がいつ消毒するのかについては別途示します。)

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がける。

3、3つの密の回避

(1) 「密閉」の回避(換気の徹底)

- ・天候上可能な限り常時、困難な場合は、少なくとも30分に1回以上、5分程度、窓と

- 入口のドアを全開して換気を行う。
- ・エアコン使用時においても、同様に換気する。
- ・教室や研究室、事務室等では、ロスナイ換気を常にオンにしておく。

(2) 「密集」の回避(身体的距離の確保)

- ・学内においても、可能な限り1mを目安に身体的距離の確保に努める。

(3) 「密接」の場面への対応(マスクの着用)

- ・教職員、学生ともに、マスク等を着用する。
※ただし体育の授業中は、マスク着用の必要はない。
※熱中症などの危険性がある場合は、マスクを外す。その場合、換気や、人との距離、咳工チケットなどに気をつける。

4、具体的な活動場面ごとの対応

(1) 各教科

体育

- ・体育の授業におけるマスクの着用は必要ではないが、三つの密を回避する対策を講じる。
- ・身体的接触を伴う活動(複数による準備運動など)は、開始前後の手洗いや十分な換気などの感染予防対策を行った上で実施する。

音楽

- ・歌唱活動における密集、飛沫拡散や管楽器(リコーダー等)からの感染に対して対策を行った上で実施する。

実験実習

- ・授業前後に手洗い(またはアルコール消毒)を行う。
- ・ゴーグルや溶接用のマスク等については、技術教育支援センター職員の指示に従う。

卒研・特研等

- ・自宅でできる作業は、できる限り自宅で行う。
- ・体調が悪いときは登校しない。
- ・活動前後に手洗い(またはアルコール消毒)を行う。
- ・研究室や実験室では、ロスナイ換気を常にオンにしておく。
- ・少なくとも30分に1回以上、5分程度換気を行う。
- ・密集・密接・密閉を避ける。

情報センターを使用する科目

- ・使用前後にハンドソープを用いた手洗い(またはアルコール消毒)を行う。
- ・使用後は、キーボード・マウスの消毒を行う。
(誰がいつ消毒するのかについては別途示します。)

※共用の教材や機器を使用する場合は、前後の手洗い(またはアルコール消毒)を徹底する。

(2) 部活動

別紙(学生部作成資料)

(3) 昼休憩

- ・食事の前後に手洗いを行い、食事中の会話を最小限にする。
- ・教室で昼食を取る場合、対面にならないよう工夫する。
- ・学生食堂を利用する場合、密集しないよう、人との距離をとる。
(対面しないようテーブルの変更、箸・スプーン等もトレーに全てセットして提供、ドレッシングなどの調味料は置かず、かけてから提供)
- ・売店を利用する場合、密集・密接しないよう、人との距離をとる。混みあっているとき

は、売店の外で待つようとする。

- ・売店横の飲食スペースやオープンデッキの使用を当面の間禁止する。
使用可能となった場合においては、対面とならないよう工夫する。

(4) 図書館

- ・利用前後に手洗い(またはアルコール消毒)を行う。
その他、図書館の指示に従う。

(5) 登下校

- ・マスクを着用する。
特に、公共交通機関(列車やバス)を利用する場合は、マスクを着用し、車内で密集・密接しないようにし、会話を最小限にする。
- ・登下校直後は、手洗い(またはアルコール消毒)を行う。

(6) アルバイト

- ・本校学生心得第3章第4項に基づいて手続きをすること。
- ・飲食、接客系アルバイト等では感染が危惧されるため、感染予防・感染拡大防止に十分気をつけること。

(7) その他

- ・密閉空間で換気が悪く、手の届く距離に多くの人がいて、近距離での会話や発声があるような場所(例えばカラオケボックスやライブハウスなど)やイベント等の参加は自粛し、感染予防と感染拡大防止に努めること。

5、学生寮での感染予防対策

- ・別紙(寮務部作成資料)

6、教職員の健康管理

- ・高専機構の新型コロナウイルス感染症の取り扱いに基づき行動する。
特に、以下の点に気をつける。
 - ①出勤前に体温測定を行い、健康観察表に記録する。
 - ②発熱や風邪症状等がある場合は、無理をせず自宅で休養する。
 - ③手洗い、マスクの着用を徹底すること。
 - ④勤務時間外においても、三つの密の場を避けること。

7、感染者発生時の対応(基本的に保健所の指示に従う)

①感染者が発生した場合

- ・本人(保護者)から、学校へ必ず連絡する。
- ・保健所に報告し、保健所の指示に従い、感染者の行動履歴確認や濃厚接触者の特定の調査に協力する。
- ・治癒するまでの間、出席停止とする。

②濃厚接触者となった場合

- ・本人(保護者)から、学校へ必ず連絡する。
- ・保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間、出席停止とする。

③臨時休業の判断

- ・学生や教職員に感染者が発生した場合は、鳥取県及び関係機関の指導に基づき臨時休業を実施する。

※アルコール消毒液設置場所

校舎出入口、教室前廊下、体育館、武道館、図書館、学生食堂入口、専攻科棟、ものづくりセンター、2～3階の中央通路3か所ずつ 等

※本ガイドラインの内容は、今後の感染状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂する。

参考資料

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」

鳥取県教育委員会「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」

鳥取県教育委員会「鳥取型「新しい学校生活様式」を実践！」